

熊本市マンション管理規約整備支援事業について

1. 事業の目的と概要

(目的)

マンションで安心して住み続けるためには、適正な管理運営を継続して行うことが大切です。共同生活のルールである管理規約を整備する際にかかる費用の一部を補助することにより、マンションの適正な管理運営を促進することを目的としています。

(概要)

- ・管理組合が区分所有者の合意のもと管理規約の整備を実施する際に、費用の一部を補助します。
- ・申請の際は管理規約整備に係る契約の前に市への交付申請が必要です。
- ・整備完了後は、2年間、市へ管理規約に基づく管理運営状況の報告が必要です。

※ マンションとは：マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条に規定するマンションをいいます。

イ 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるもの並びにその敷地及び附属施設

ロ 一団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地及び附属施設

※ 管理規約整備とは：管理規約を新たに作成又は改正しようとするものとします。

2. 補助対象となるマンション

次に掲げる全ての要件を満たすマンションが対象です。

- ① 熊本市内に所在すること。
- ② 専門家（専門家がいる法人）と契約し、区分所有者で協議を行い、管理規約整備を行うこと。
- ③ 過去に本事業に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

3. 補助額

補助する金額は、管理規約整備にかかった費用（税抜）の2分の1以内かつ、10万円を上限とします。

4. 注意事項

申し込みをされる管理規約整備の内容が下記の内容であるときは、業務計画書等を審査のうえ、補助金交付の承諾とならない場合がありますのでご注意ください。

- ① 元号や期日など、日付等の変更のみであるもの。
- ② 語句の言い回し、かな・漢字の変更、誤字の修正、軽微な変更のみであるもの。
- ③ 法令、条例等に抵触の恐れがあるもの。
- ④ その他、今回の整備が本事業の目的に沿わないと判断されるもの。

※補助金交付承諾通知を受けた後、契約を締結し、補助事業に着手してください。（補助金交付承諾通知を受ける前に契約を締結した場合は、補助金が交付できませんのでご注意ください。）

※受付は先着順とし定員に達しましたら終了します。

【お問い合わせ先】

熊本市役所 住宅政策課 電話：096-328-2989